

第3回 障害児入所施設(福祉型WG)の

あり方に関する検討会 (2019/9.10 向け資料資料)

平成28・29年度 厚労科研「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」より

心身障害児総合医療療育センター 米山

○地域支援機能について

※ 機能するためには、ファミリーソーシャルワーカー
(コーディネーター) 職の配置が必要

○発達支援機能について

○自立支援機能について

○社会的養護機能について

結果と考察 タイムスタディ

- 食事や入浴、登下校の準備や送迎など繁忙時間帯の多重業務を行っていた。
- 障害児ゆえに必要な日常の生活支援に追われ、被虐待経験のある障害のある入所児童が、その被虐待経験に配慮したケアやいわゆる治療的養育など十分できていない実態が明らかとなった
- 小規模グループケア(ユニット化)や小舎制の導入施設は、知的施設で18/136施設(12%)あった (まだ少ない)

【対象】 障害児入所施設 492施設中 回答273 施設

福祉型障害児入所施設 (154/259)

- ①主に知的障害児を入所させる施設（知的）（136）
- ②主に盲児またはろうあ児を入所させる施設（盲ろう）（10）
- ③主に肢体不自由児を入所させる施設（福・肢体）（6）
- ④主に自閉症児を入所させる施設（福・自閉）（2）

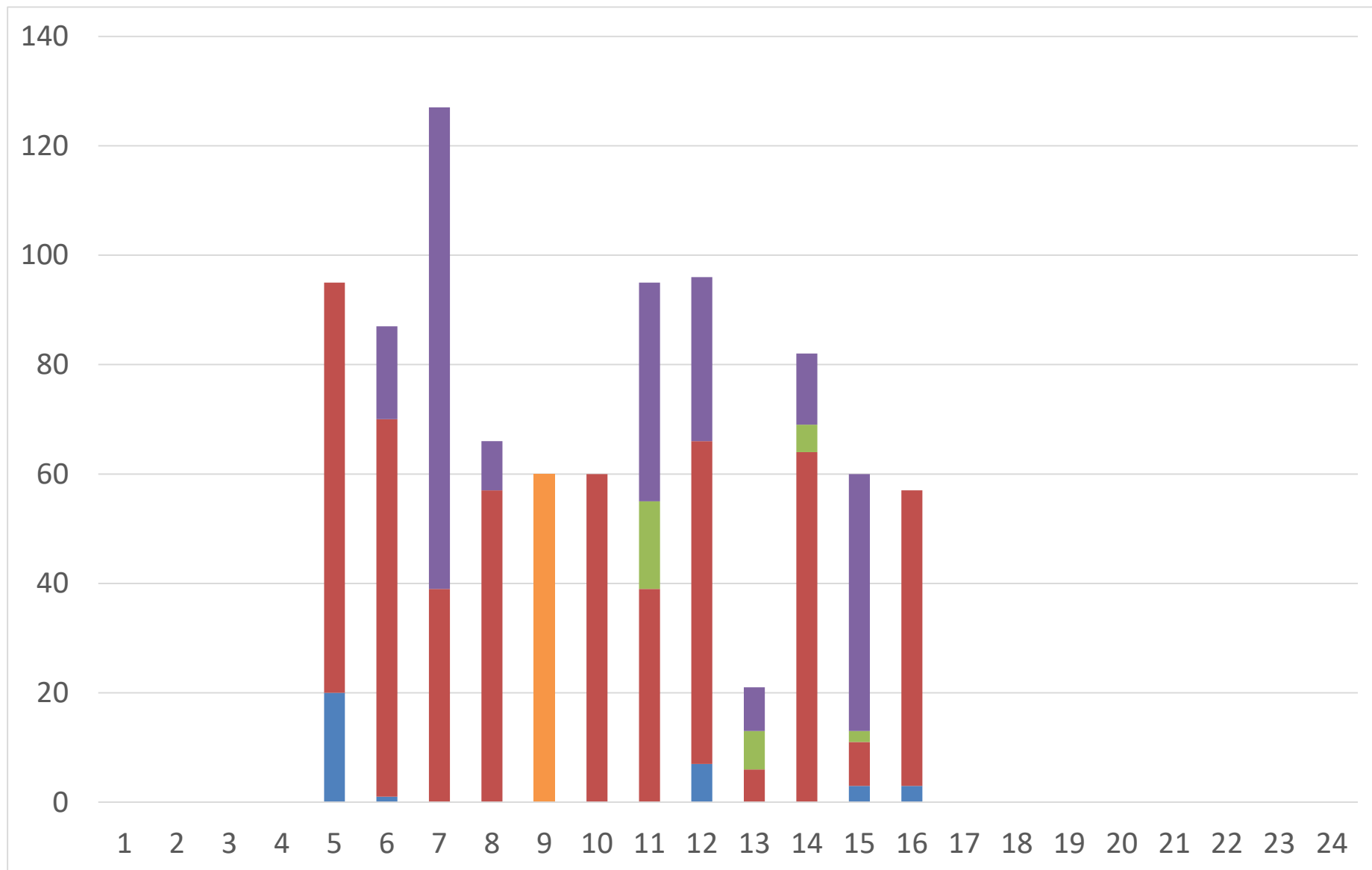
医療型障害児入所施設 (119/233)

- ⑤主に肢体不自由児を入所させる施設（医・肢体）（31）
- ⑥主に自閉症児を入所させる施設（医・自閉）（1）
- ⑦主に重症心身障害児を入所させる施設（医・重症）（66）
- ⑧重症心身障害児者を入所させる独立行政法人国立病院機構（国・重症）
（21）

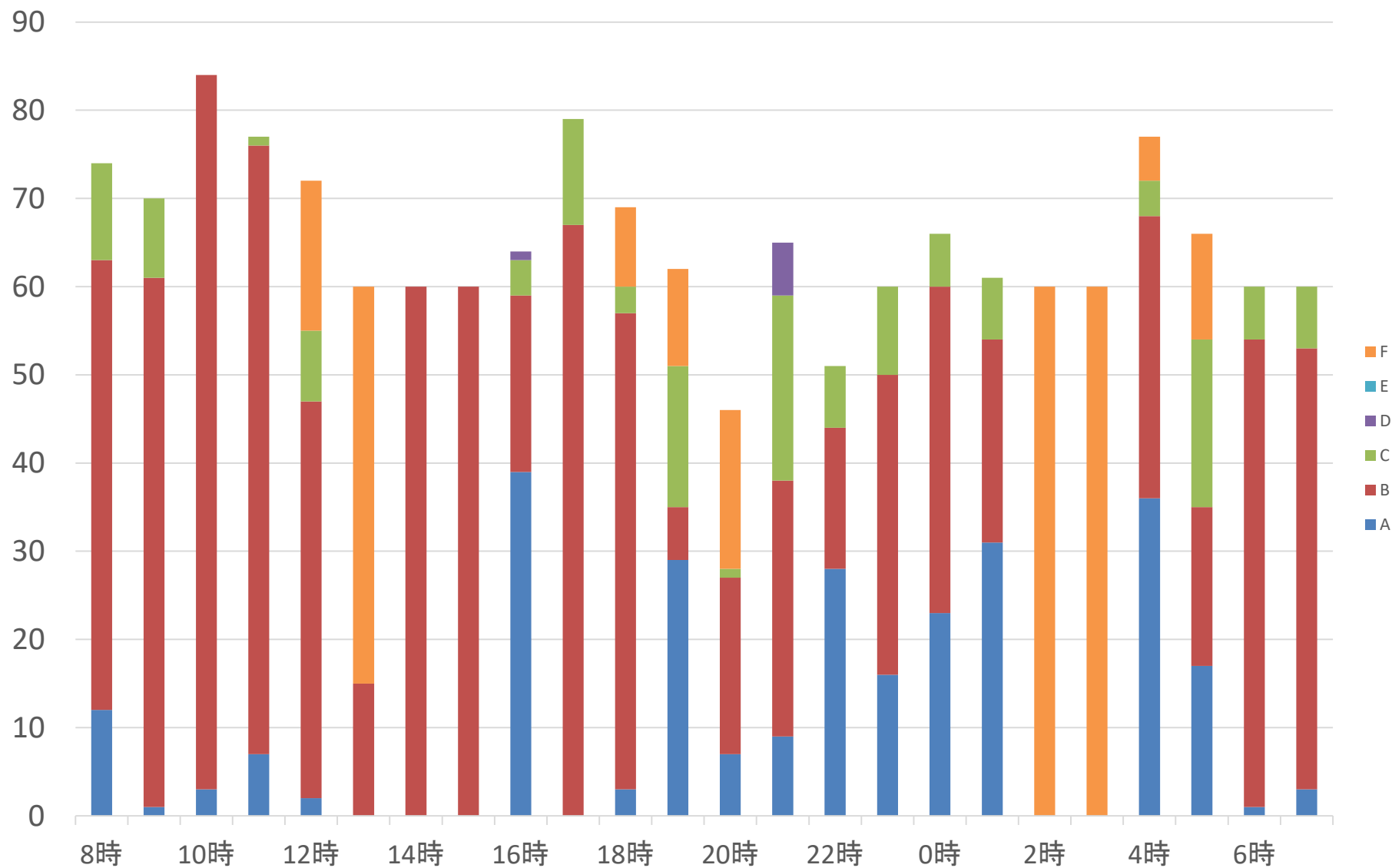
保育士の分析の一例

時間	平成 30 年 1 月 3 日(水) 医療・利用児者支援 12:15~21:00 保育士	
12:00	A4(15 分)	情報収集
12:15	A4 分(5 分), B10(3 分), B11(6 分), B481(8 分)	食事介助、声かけ
12:30	B11(14 分), B481(14 分), B3(1 分)	食事介助、声かけ、 整容
12:45	B10(1 分), B11(14 分), B23(1 分), B481(2 分) B483(11 分)	食事介助、体位保持、 摂食指導の声かけ
13:00	B11(8 分), B23(1 分), B482(2 分), B483(8 分)	食事介助、体位保持、 声かけ
13:15	B11(1 分), B3(3 分), B19(6 分), B19(6 分), B20(4 分), B37(1 分), B481(1 分), D62(2 分)	食事介助、移動、声かけ 遊びの援助
13:30	A4(1 分), B3(3 分), B27(2 分), B28(2 分), B38(2 分), B50(1 分), D62(4 分),	啼泣児への対応、多動児 の搜索、見守り、遊びの 援助、環境整備
13:45	A4(1 分), B11(5 分), B17(2 分), B38(3 分), D21(5 分), D61(2 分), D62(3 分), D63(1 分),	情報共有、移動、環境整 備、音楽準備
14:00	B11(15 分), D21(15 分)	摂食指導
14:15	B11(8 分), D21(15 分), D64(4 分)	水分補給、摂食指導、 遊びの提供
14:30	B20(1 分), D21(11 分), D61(3 分), D64(11 分)	遊びの提供、見守り

保育士の業務



看護師の業務



項 目	児童養護施設	福祉型障害児入所施設
施設長	1人	(指定基準上なし)
基幹的職員	配置可能	—
児童発達支援 管理責任者	—	1人以上
児童指導員 保育士	・2歳未満児 1. 6人につき 1人 ・2歳以上3歳未満児 2人につき 1人 ・3歳～小学校就学前 4人につき 1人 ・小学校就学後～ 5. 5人につき 1人 <u>※加算にて3歳～3:1、就学～4:1へ対応</u>	・通じて定員 <u>4. 3人につき1名以上</u> ・定員30人以下の場合 ほか1人加算
個別対応職員	1人	—
家庭支援専門相談員	1人	—
里親支援専門相談員	配置可能	—
職業指導員 心理療法担当職員	配置可能	別に定めるところにより 人員を加算
小規模グループケア	あり	あり(H24～)
事務員	定員150名未満1人、150名以上2人	(規定なし)
その他	幼稚園費、学習塾費等	左記加算はなし

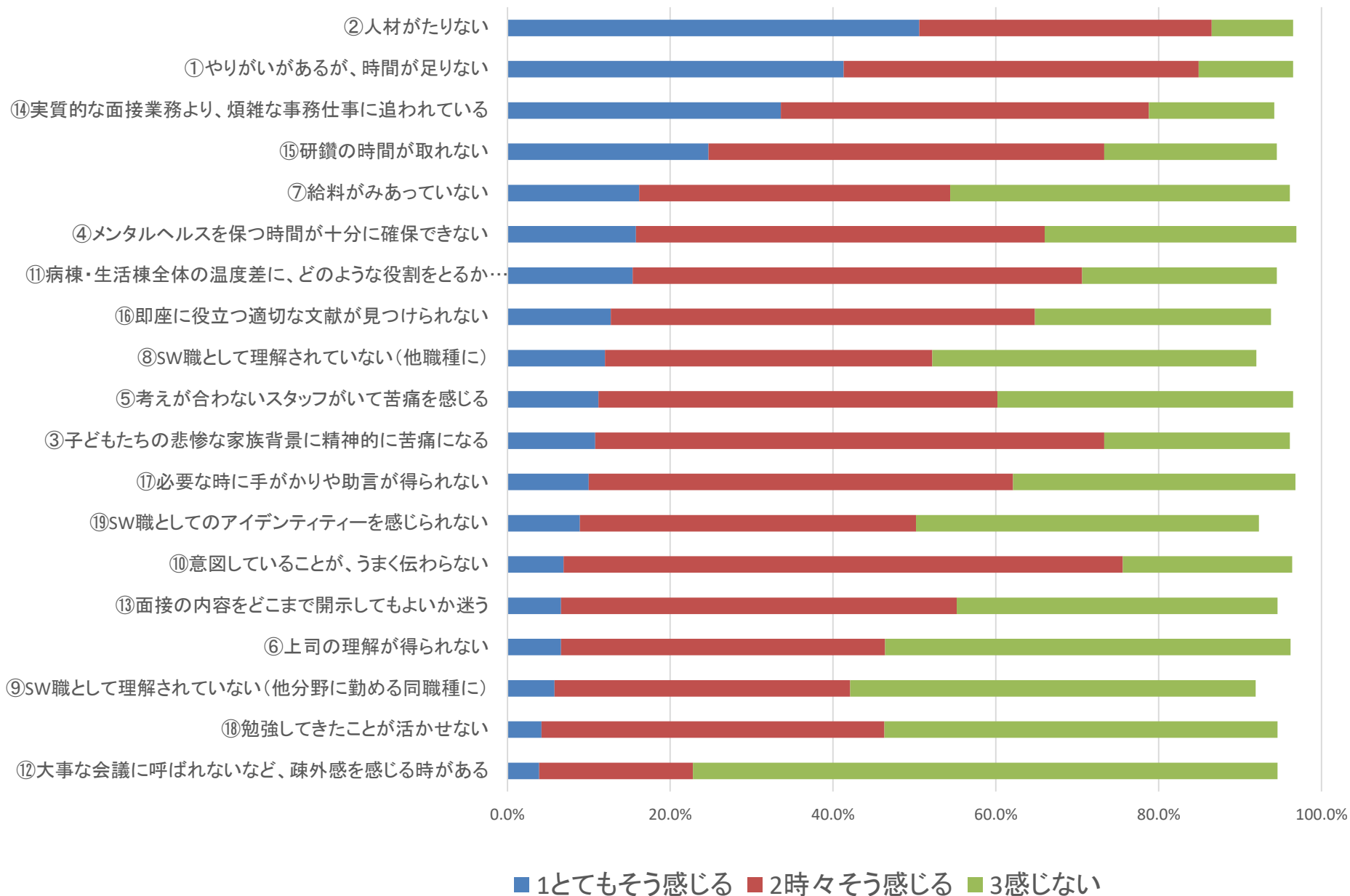
施設の運営費について(H28.6.1現在)

現行の加算（複数回答可）。

（対象でない加算は空欄とした）

	全体	知的	盲 ろう	福・ 肢体	福・ 自閉	医・ 肢体	医・ 自閉	医・ 重症	国療 重心
児童発達支援管理責任者専任加算	199	115	5	6	1	25	1	45	1
職業指導員加算	53	51	2	0	0				
重度障害児支援加算	143	98	6	5	1	22	0	8	3
重度重複障害児加算	21	17	0	1	1	1	0	1	0
強度行動障害児特別支援加算＊	10	8	0	0	1	0	0	1	0
幼児加算（乳幼児加算）	35	4	8	0	0	17	0		
心理担当職員配置加算	48	32	1	4	1	7	0		
看護師配置加算	83	70	3	1	1				
入院・外泊時加算	111	99	4	6	0				
自活訓練加算	10	10	0	0	0	0	0	0	0
入院時特別支援加算	13	13	0	0	0				
地域移行加算	10	9	0	0	0	0	0	1	0
栄養士配置加算	114	90	5	5	1				
栄養ケアマネジメント加算	38	32	0	4	1				
小規模グループケア加算	26	<u>18</u>	0	0	1	7	0	0	0
被虐待児受入加算（1年間）	81	61	4	3	1	6	0	5	1
福祉専門職員配置等加算	176	80	5	5	1	20	1	49	15

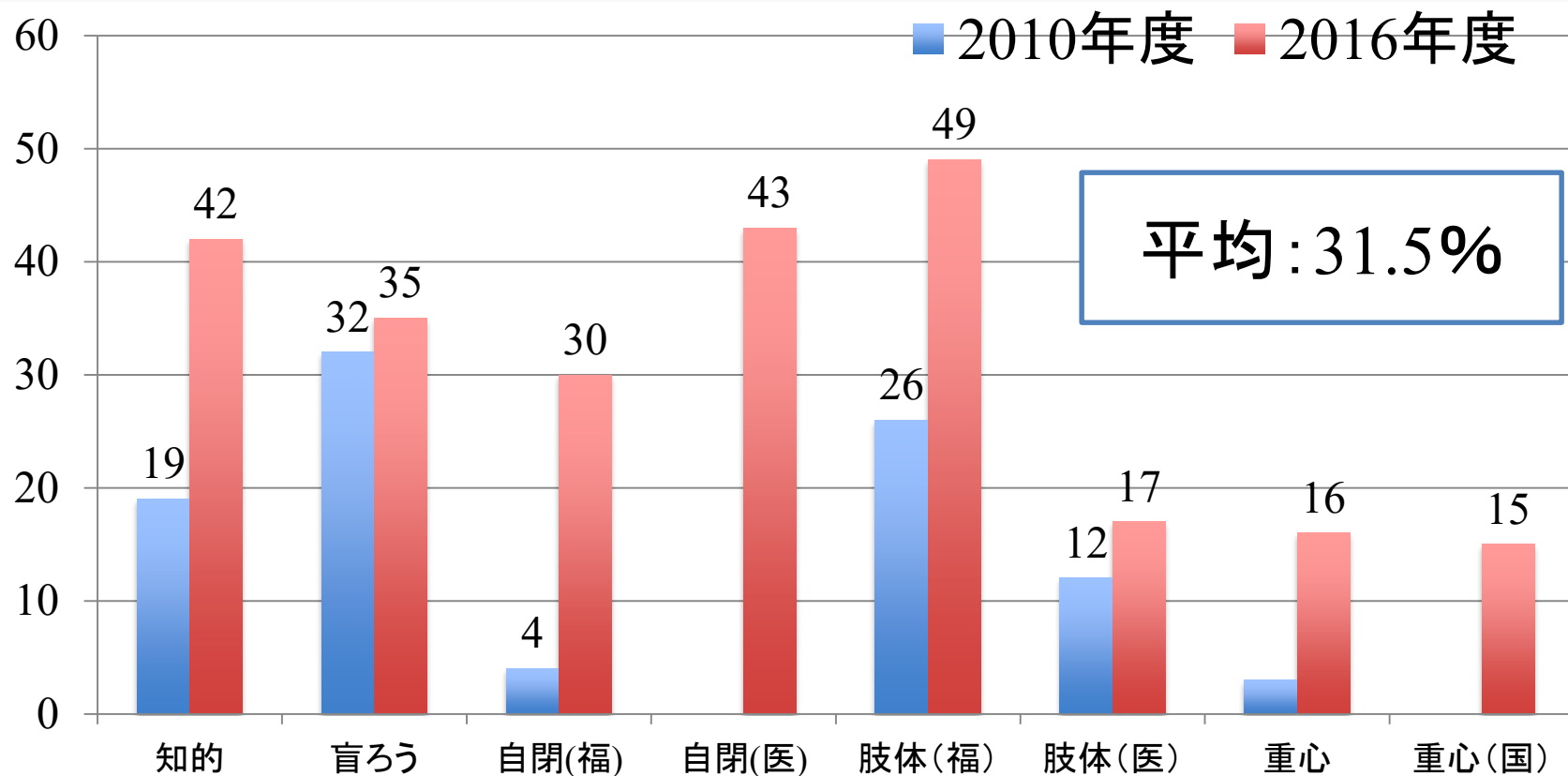
SW(Social Worker)担当職(福祉専門職等)の職員の日々の悩み



障害児入所施設における、被虐待（疑い）児童の割合

423/492施設(86%)回答

2840/9016人(31.5%)

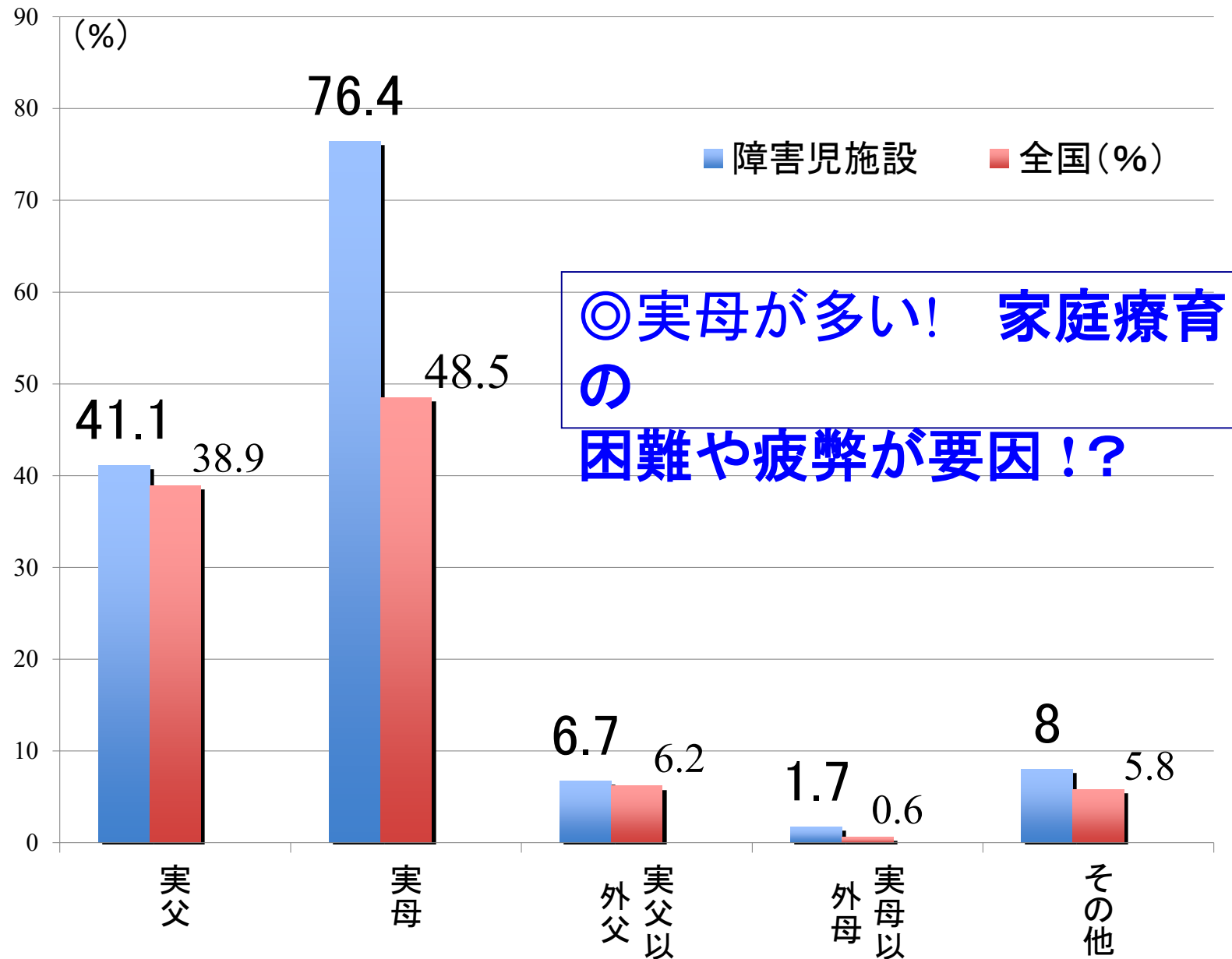


福祉型障害児入所施設

医療型障害児入所施設

平成28・29年度 厚労科研「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」
医療型・福祉型障害児入所施設に在園する被虐待(及び疑い)児童数とその割合
日本知的障害者福祉協会(2010) 全国肢体不自由施設運営協議会(2010)

主たる虐待者について(入所) 全国統計(H28)と比較



虐待者側の要因・背景とその割合

知的な問題	28.1 (%)
精神疾患	23.9
性格の問題	17.7
生育歴の問題	13.0
虐待を受けた	・・・ 5.0%
その他	・・・ 7.6%
身体疾患	4.0
アルコール	3.0

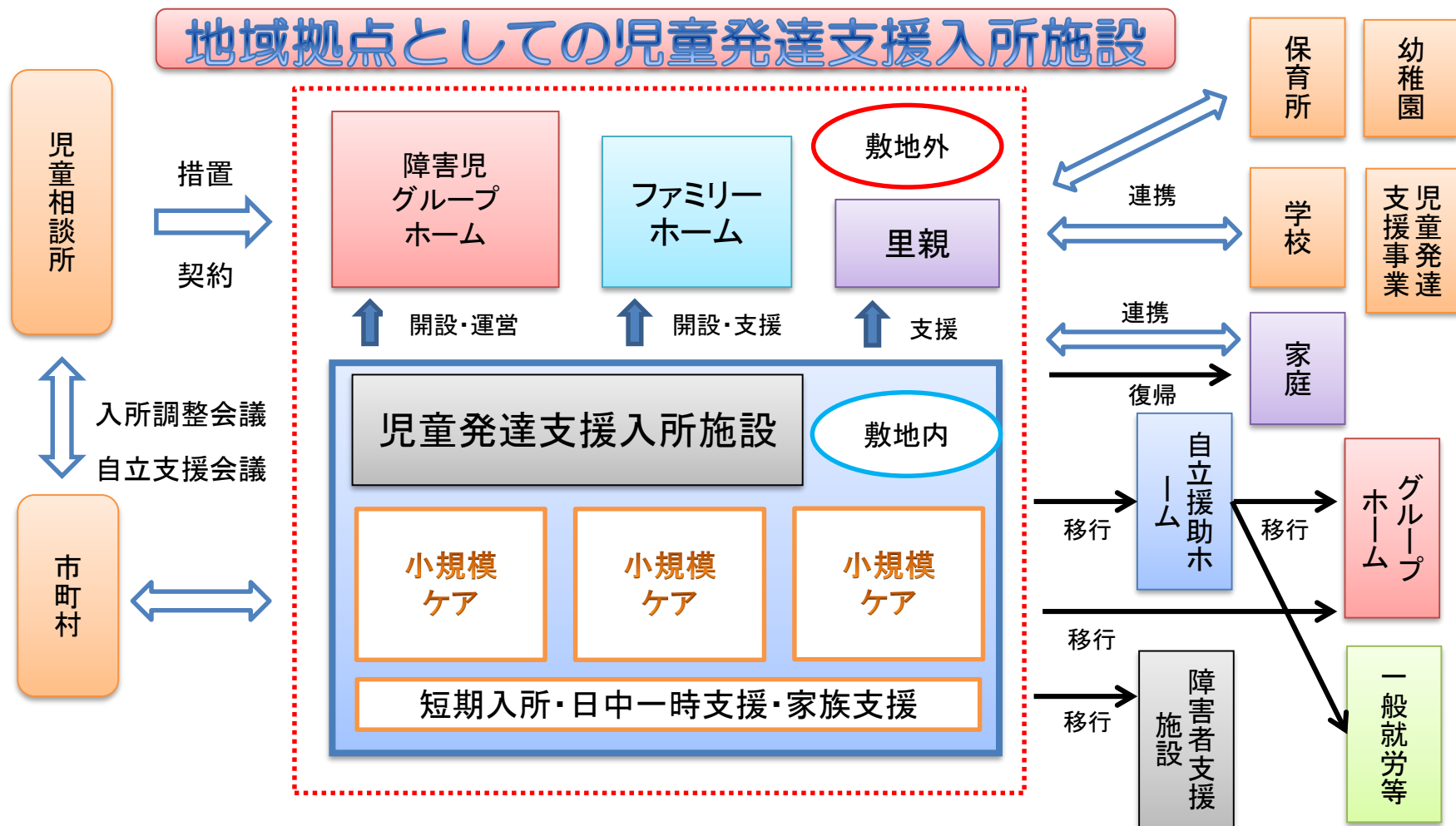
一子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について
(H27年度)第13次報告)より
72例(84人) (平成29年8月)

イ) 保護者の養育能力が低いと判断される事例への対応 第13次報告では「養育能力の低さ」が「養育者(実母)の心理的・精神的問題等(心中以外の虐待死)」の項目において「あり」とされたものは20人(41.7%)であり、第3次報告から第13次報告までの割合で最も多い結果となった。

◎ 養育者の養育力を適切に評価し、虐待予防を念頭に置き、丁寧な支援が大切！(直接的・具体的な支援介入)

障害児入所施設(児童発達支援入所施設)の将来像(案)

- ・障害児入所施設(児童発達支援入所施設)は、入所支援だけを行うのではなく、地域支援機能を明確に位置づけることにより、障害児及びその家族を支援する地域における拠点施設としての機能を持つものとする。
- ・入所機能は、本体施設を小規模ケア化するとともに、グループホームやファミリーホームの開設・運営・支援、里親支援等の機能を持つものとする。
- ・児童の入所にあたっては、児童相談所を中心として市町村・施設を交えた入所調整会議を実施するとともに、退所後の自立支援に向けての自立支援会議を開催する。



「新しい社会的養育ビジョン」より一部抜粋 「ケアニーズの高い子ども」「障害児」対応

○**ケアニーズが非常に高く** 施設等における十分なケアが不可欠な場合は、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整え、その滞在期間は原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする(P4)

○(6) 子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革

子どものニーズに応じた個別的ケアを提供できるよう、ケアニーズに応じた措置

費・委託費の加算制度をできるだけ早く創設する。同様に、障害等ケアニーズの高い子どもにも家庭養育が行えるよう、補助制度の見直しを行う(P4)

○また、家庭で虐待を受けている子どものみならず、貧困家庭の子ども、**障害のある子どもや医療的ケアを必要としている子ども**、その他特別なケアを必要とする子どもに対しては、「**児童の権利に関する条約**」の精神にのっとり、子どもの状態に合わせた多様なケアがなされる必要がある(p7)。○自立援助ホームや保護者と施設の**契約で入所している障害児施設**やショートステイも**社会的養護に含める**(p8)。○**障害児や医療的ケア児**に関しても家庭養育が保障される必要がある。**障害児入所施設**や病院付設の乳児院の**利用実態を把握し、障害児や医療的ケア児**の里親委託に向けた体制づくりを行う必要がある(p20)。○**障害児入所施設**もこうした規定に加え、**社会的養護の役割を担っている**という認識を深める必要もある(p20)。

課題1

新ビジョンでは、障害児や障害児入所施設も対象になっているが、障害の種類や重症度、措置と契約など今後検討すべき課題が多い。

① 障害児支援の施策などが十分に組み込まれていない。

被虐待児の処遇（措置か契約か？）

回答282/492施設(5759人)

	契約(%)	措置(%)
福祉型	36.6	63.4
医療型	71.2	28.8

被虐待児の処遇

措置：89.7%

契約：10.3%

児童養護施設は、「措置」100%